

# Governing the European Roma : Transiting from state "zones of security" to regional "zones of freedom"?

その他のタイトル	ヨーロッパ・ロマの統治 : 国家の「安全空間」から地域の「自由の空間」へ?
学位授与年月日	2013-06-27
URL	<a href="http://doi.org/10.15083/00006207">http://doi.org/10.15083/00006207</a>

## 論文の内容の要旨

**論文題目：**Governing the European Roma: Transiting from state “zones of security” to regional “zones of freedom” ?

(ヨーロッパ・ロマの統治：国家の「安全空間」から地域の「自由の空間」へ?)

**氏名：**ヨネスク マグダレーナ (IONESCU MAGDALENA)

### 1. 研究の目的と背景

1989年の東欧革命後、東欧諸国におけるロマ（ジプシーとも通称される）の社会的及び経済的なせい弱性がさらなる差別や民族問題になりかねない、との懸念が様々な人権団体によって示された。しかし、1990年代を通して、一連のユーゴスラヴィア紛争を背景に、ロマの現状が国家やEUレベルで政治的な優先事項になることはなかった（忘れられたと言っても過言ではない）。大きな変化が見られるようになったのは2000年頃である。様々な人権団体の影響によって、EU域内での人権問題に焦点が当たり、その批判に答えるかのように、EUは多数の文書を作成し、様々なイベント及びキャンペーンを催し、幅広いプロジェクトを運営し、「ロマ問題」に対して活発的に取り組むようになった。

特に、2004年に東欧諸国の一部がEUに加盟して以降、市民団体のみならず、EU組織や政府機関までもが、ロマ問題を「東欧の問題」としてではなく、「ヨーロッパ全体の問題」として扱うようになった。その理由は主に次の二つである一つ目は、東欧の市民であるロマが加盟後に手に入れたEU域内での自由移動の権利を持ったこと。二つ目は、加盟後は東欧のロマを差別や迫害から守るのは、国家のみならず、EUの責任でもあると市民団体や非政府機関が呼びかけたことで、EUの介入に正当性が与えられたこと。

このような発展を背景に、2010年の夏、フランス政府は新たにルーマニア国籍やブルガリア国籍を有するロマを強制送還した。フランス政府の行動を監視していた市民団体は、違法な手続きとしてこれに強く反発し、メディアの注目も浴びることになった。さらに、欧州委員会が、フランスの行動はEU条約及び2004年38番ディレクティブによって保護される基本的権利である自由移

動の権利の侵害であると訴えた。この問題を巡って、フランス政府と欧州委員会の間で続いた討論は、結果的にフランス国内の法律を変更することによって収まったのと同時に、この騒動は、良くも悪くも、ロマを EU の政治的最優先事項とさせてしまった。この事件は、これまでになかったスピードで広い範囲に影響を及ぼし、EU レベルで「ロマ問題」に取り組む包括的な方針作成を押し進める力となった。EU 指導の基に、加盟国が様々な基準及び問題となる要因を話し合い、政策の立案や実施過程に関わるすべての利害関係者の間でベスト・プラクティスを分かち合うことに合意した。

2011年に、加盟国の合意の上、欧州委員会が「ロマ問題」に関するこれまでにない包括的な文書を発表した。その内容は、加盟国家間で合意した概念や水準をより具体化し、各国の政策に取り入れられやすくして、この政策の履行にあたる主なアクターや手段について批評し、今後の政策による結果を評価するために必要となる装置や方法の概略を説明するものであった。更に同じ文書で、欧州委員会は、ロマの現状は受入れ難いものであるとし、今後の「よりよいロマの融合は、道徳的そして経済的に緊急になすべきことであり、実現させるにはマジョリティーのみならずロマ・コミュニティの考え方の変更は欠かせない」と強調した。

しかし、これらの発展をどのように解釈すべきか。EU によるこの方針はどのような前提や概念に基づいているのか。具体的にこの方針を通じて、EU がロマを巡ってどのような政治・社会的主体を構成しようとしているのか。更に、ロマをどのようなアイデンティティやエイジェンシーと関連づけようとしているのか。そして、それを実現するために欠かせない EU 市民の日常生活への干渉にどのようにして正当性を与えているのか。EU の行動を通じて、「ロマ問題」はどのように政策の「対象」とされているのか。これらを踏まえて、ロマ関連の進展はヨーロッパ地域統合や現在の社会について何を語ってくれるのか。

本研究は、一般的に「当然」と考えるロマのあらゆる面を批判的に分析するだけでなく、「ロマ問題」が現在の EU 地域統合過程にどのような役割を果たしているのかを明らかにする。この研究は、EU による「ロマの問題化」を「国家」支配や権力の歴史的変化の枠組みに位置づけるものである。具体的には、EU がロマを「問題化」するにあたって利用している言説や権力テクノロジー及び呈示している解決案を分析する。本研究は、幾つもの側面から EU ロマの方針を分析することによって、EU が更なる広いプロジェクトである「ヨーロッパの統治性化」をどのように実現させようとしているのかを明らかにすることも目的としている。

## 2. 論文の構成・概要

本研究は、序章、議論・分析する五つの章及び終章により構成される。まず、序章においては、本研究の背景、目的、作業仮説を述べ、使用される用語を定義し、先行研究を整理した上で本研究の意義、分析手法や本研究の構成を説明する。本研究の特徴は、従来の研究が「誰」や「なぜ」を焦点としたのと異なり、「いかに」政府及び EU が ロマの統治／支配を試みるかに焦点を当てて分析することである。

引き続き、第一章において、本研究で利用する理論的な枠組みや第二章以降の分析に適用する「統治性」アプローチの中心的な概念や意味合いを説明する。また、EUのロマへの取り組みが持つ最大の意味合いを明らかにするために欠かせない「自由主義」による国家への影響と様々な歴史的变化の検討をここで行う。「自由主義」に基づくヨーロッパの現代国家やEUを理解するためには、現代国家の系譜学的な分析は不可欠であると論じる。

第二章及び第三章では、(前近代・近代)国家の枠組みの中で、ジプシーの系譜学的な分析を行う。まずは、第二章の前半では、16世紀以前の観点から現在は通称「ジプシー」という名で知られている人々に焦点を当てて分析を行う。主権的権力が主な政治的合理性であった時代において、君主の最大で唯一の目的は、人民の安全や幸福ではなく、領土をあらゆる内外の敵から守り続けることのみだった。もう一方では、人民の統治は、罪を悔い改め、魂の救済を約束する教会の司牧的権力の執行によって行われていた。

第二章の後半では、16世紀頃から政治的合理性が変化し始め、主な政治的合理性である主権的権力が司牧的権力を吸収し、「統治性」という新たな政治的合理性を生み出すことを論じる。更に、「主権」そのものの意味は君主から国家へと変わり、主権国家の最大の目的は「内政」となり、「個人」を人民から解放しながら「個体群」(人口)の一員とさせた。

このような歴史的背景に、「ジプシー」は存在したのか否か、そして彼らの経験はどの様に説明すべきかを考察するのがこの第二章の最大の目的である。この時代においては、民族や文化的背景ではなく、異端及び浮動人口や自律性が問題とされていたため、現在(民族・文化的に)「ジプシー」として知られている人々は当時、政治的に存在しなかったと議論した。従って、当時の国家による政策、そしてそれに抵抗する「ジプシー」の行為を、現在の観点からではなく、当時の観点から見て説明しなければならないと論じた。

第三章では、「自由主義」の誕生によって政治的合理性となった「統治性」が「ジプシー」へ及ぼした影響を検討した。ここでは、自由主義的な統治性であろうがなかろうが、現代国家が反自由主義的な権力の執行を主権的な「安全空間」の枠組みで存続させていると論じた。そして、第二章で説明した様々な歴史的理​​由のために、「ジプシー」と呼ばれるようになった人々は「安全低下」と直接関連づけられて、「安全空間」に制限され、反自由主義的な装置の対象となったことを論証した。

第四章及び第五章では、現代国家による取り組みやロマの現状を「問題化」したEUの試みを説明し、分析する。まず、第四章では、EUが1990年代から2012年の間に採択した文書や装置を政治的文脈や社会的文脈に照らしながら記述した。ここでは、EUがどのようにして、10年間あまりロマへの関心が無いに等しいところから、「ロマの弁護人」として加盟国に対立するところまで関心を高め、活発的に働きかけるようになったかを辿っている。さらに、EUがロマ問題を巡って、どのようにして利害関係者らを一つの枠組みにまとめることができ、ヨーロッパ人(ロマのみならず)の日常生活への介入を正当化し、当然なことだとさせてきたかを明らかにする。

第五章では、前章で記述したEUのロマ政策を、第一章で説明した「統治性」の観点から分析する。まずは、政治的合理性や権力形態・技術やテクノロジーを確認し、ロマの統治を巡るアイデン

ティティやエイジェンシーを検討し、EUの「付加価値」を追求する。このような分析を行うことで、EUが国家権力の執行に変化を求めていることが明らかになる。ロマに関して言えば、制限されている「安全空間」から「自由の空間」への移動を追求している。さらに詳しく言うと、EUは、国家の枠組みに区分化され、主権的に監視的及び規律的な装置で主流から追い出された人々を、改めて統治的に自由主義的な装置を利用し、多様化した主流に組み入れようと、国家政策修正のみならず全EU市民の態度変更を追求している。

終章では、本文で行った議論・分析を要約し、EUの役割を自由主義的合理性の最新変形と関連づけ、これからの研究を概括する。EUの行動は、国家の反自由主義的である主権的監視や規律装置の執行を取り除くどころか、逆に新たな政治的主体と結びつけることによってこれを更新させ、より補強させると論じる。従って、EUが促進している「アドバンス自由主義」は根本的な矛盾（パラドックス）である「経済的な自由」に対する「政治的な制限」の問題を解決せずに、より高度な形に更新させるのみである。EUは国家と力を合わせて、過去二百年の間も多くの危機を生み出したこのパラドックスに対して、以前同様、経済的な革新ではなく、新たな政治的解決策を強く押し進めている。しかしながら、以前から様々な政治的及び経済的な理由や目的のために人々を主流からの分離に働きかけている利害関係者のダイナミクスや装置は相変わらず現代に至って変わっていないことや、歴史が示してきた通りに、これらが含んでいる危険性を見落とすことは決してできないと本研究は懸念するものである。

### 3. 学術的貢献及び今後の研究

これまでに、EUロマ政策を「統治性」と言ったアプローチから分析する先行研究はあまり知られていない。更に、国家レベルでは「ジプシー」がどのように「統治」（フォーコーの意味通りに）されたか、及びEUが国家とどのように異なったロマの統治を試みるかを議論する研究も極めて少ない。こういった空白を埋めることはこの研究の学術的貢献である。全体的にこの研究は、「人間の安全保障」の提供に大きな影響を及ぼしかねない、ヨーロッパ政治及び国際関係の大切な一面を分析する。ここでは、EUが期待される革新的な政治及び政策を提供せずに、これまでに国家の統治性化に働きかけたのと同じ根本的な利害関係ダイナミクスの元に誘導されていると論じる。今後は、この研究が更なる進歩を遂げるために、ルーマニアをケース・スタディーとし、EUロマ政策が「現場」でどのような影響をもたらしているかの研究を進める。